

告 発 状

警視総監 殿

住 所 東京都千代田区永田町2-1-1

参議院議員会館304号室

電話番号 080-2508-9347

氏 名 NHK党 党首 立花孝志

2022年12月15日

告発人

NHK党 党首 立花孝志

被告発人

① 日本放送協会（以下「NHK」という。）

② ヤマトダイヤログ&メディア株式会社（以下「業者」という。）

告発の趣旨

被告発人らの以下の行為は、郵便事業の独占を乱す罪(郵便法第76条)に該当するところ、被告発人らを厳罰に処することを求めて、告発に及びます。

告発事実

1. 「信書」とは、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項において、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。
2. NHKが平成27年12月から令和4年1月までに業者に委託して送達を行った文書（総数約2070万通）は「NHK」の名称を記載して放送受信契約の締結に係る申込書等を返送すべき旨のNHKの意思を表示したものであって、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したものであり、「信書」に該当すると認められる。
3. 以上により、NHKが当該文書の送達を委託した行為は、郵便法第4条の規定において禁止されている「信書の送達の委託」に該当する。

4. 郵便法第4条の規定に違反した者は、同法76条でこれを3年以下の懲役または300万円以下の罰金に処する。と規定されています。
5. NHKの上記行為は郵便法76条の郵便事業の独占を乱す罪に該当すると思料するところ、NHKに対する厳重な処罰を求め、ここに告発いたします。
6. また、業者が当該文書の送達を受託し実際に送達した行為は、郵便法第4条の規定において禁止されている「信書の送達業務の実施」に該当する。
7. 業者の上記行為は郵便法76条の郵便事業の独占を乱す罪に該当すると思料するところ、業者に対する厳重な処罰を求め、ここに告発いたします。
8. また、郵便法76条2項では「前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。」と規定されているので、業者がNHKから取得した委託費の没収を求め、ここに告発いたします。

以 上

証拠方法

- 1 総務省からNHKに宛てられた行政指導文書
- 2 NHKが国会議員に説明した文章
- 3 NHKが業者に信書の送達を委託した事実を証明するNHKの内部文章

(公印・契印省略)

総情放第94号
総情郵第177号
令和4年12月14日

日本放送協会
会長 前田 晃伸 殿

総務省情報流通行政局長
小笠原 陽一
総務省情報流通行政局郵政行政部長
藤野 克

日本放送協会の放送受信契約に関する文書の送達について（指導）

「信書」とは、郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と定義されている。

貴協会が平成27年12月から令和4年1月までに他者に委託して送達を行った文書（総数約2,070万通）は、「NHK」の名称を記載して、放送受信契約の締結が確認できていない特定の受取人に対して、期日を指定して放送受信契約の締結に係る申込書等を返送すべき旨の貴協会の意思を表示したものであって、特定の受取人に対する差出人の意思を表示したものであり、「信書」に該当すると認められる。

以上により、貴協会が当該文書の送達を委託した行為は、郵便法第4条の規定において禁止されている「信書の送達の委託」に該当する。

貴協会には、国民・視聴者の受信料によって支えられている公共放送として、受信契約の勧奨等に当たっては、法令を遵守した適正な方法で丁寧な説明を行うべき旨を、これまでの予算及び決算に付する総務大臣の意見においても求めてきたところである。

以上を踏まえて、郵便法等の法令遵守の徹底及び貴協会の放送受信契約の勧奨の業務の適正確保を求める。

2022年12月14日
日本放送協会

受信契約案内のポストイング文書に対する行政指導について

NHKが、過去にポストイング事業者等に委託して投函した受信契約の案内文書のうち、お客様に返送していただく期日を記載しているものについて、郵便法上の「信書」にあたるとして、本日、総務省から行政指導を受けました。

NHKでは、受信料の公平負担の徹底に向けて、契約が確認できない家屋に対し、2015年から外部の事業者等に委託して受信契約の案内文書のポストイングを行ってきました。このうち、お客様に受信契約書を返送していただく期日を記載した案内文書約2,070万通（2015年度～昨年度までの6年あまり）について、総務省から「信書」にあたり、郵便法に違反するとして行政指導を受けました。

受信契約の案内文書のポストイングにあたっては、総務省のガイドラインに基づいて、法律的な観点からも慎重に検討を進めてきましたが、今回、行政指導を受けたことを重く受け止めています。

今年度は返送期日を記載した案内文書の投函は行っていませんが、現在、それ以外の案内文書のポストイングも停止し、内容を見直しています。今後は、日本郵便の「特別あて所配達郵便」の制度などを適切に活用し、引き続き受信料の公平負担に取り組んでまいります。再発防止に向けてチェック体制を見直し、適正な業務体制を構築するとともに、ガバナンスの強化に一層努めてまいります。

連絡先 経営企画局
03-3465-1604

平成30年6月7日

各支社長 殿

事務推進本部長

平成30年度第2期 ポスティング対策の実施について

平成30年6月、7月に実施されるポスティング対策について、次のとおり情報処理をすすめることとします。

つきましては実施内容を確認の上、貴支社内各事務センター・事業所にご周知いただきますようよろしくお願いいたします。

1 NHK施策内容

(1) 実施内容

○各局・センターが選定した空家・未契約家屋に対して、ポスティング事業者による契約勧奨資材のポスティング（2回投函）を実施

※ポスティング①（日本ポスティング協同組合）、ポスティング②（ヤマトダイヤログ&メディア株式会社）ともに実施されます。

(2) 実施局・センター

○別紙1「ポスティング対策スケジュールイメージ」、別紙2「実施局・センター別投函スケジュール」参照

(3) 投函資材

○別添「投函物イメージ」参照

○契約書裏面（返送先印字面）に下記のマークがついています。

※第1期実施分と同じマークの色を使用します。

・ポスティング①：1回目投函分…青色 2回目投函分…赤色

・ポスティング②：1回目投函分…緑色 2回目投函分…黒色

2 NBS情報処理

(1) 返送契約書の流れについて

○契約書の返送先はすべて東京JCとなります。返送契約書を東京JCで受け入れた後、各JCに振り分けます。（6月13日（水）東京JC到着分より開始）

○関越・近畿・中国ブロック分については、別紙2「実施局・センター別投函スケジュール」に記載の按分シェアに応じて、局を指定せず各JCに振り分けます。

※前回まで実施分の返送契約書も同様の方式で振り分けることとします。

(5) 情報処理について

- 返送契約書を受け入れた J C で処理を行ってください。また、2 次対応処理はお客様の該当事業所で実施してください。
- 返送契約書の情報処理等については、事務処理の手引き「ポストイング対策の処理（29 年度 暫定）」に従って実施してください。
- 下記の専用マンナンバーで情報処理を行ってください。

<ポストイング①返送分（青色・赤色のマークがついているもの）>

ヘッダー名	マンナンバー	ヘッダー名	マンナンバー
投函DM①	0003047	投函DM②	0003058
投函DM③	0003069		

<ポストイング②返送分（緑色・黒色のマークがついているもの）>

ヘッダー名	マンナンバー	ヘッダー名	マンナンバー
戸建投函①	0002840	戸建DM②	0002851
戸建投函③	0002862		

(6) スポット報告について

- 本社対応分スポット報告用紙内「30-9 30 年度ポストイング①（協会分）」、「30-10 30 年度ポストイング②（ヤマト分）」欄に処理件数と作業時間を入力のうち、毎月10日までにノーツで事務推進本部代表宛に報告してください。

※前回まで実施分の返送契約書の情報処理にかかる処理件数、作業時間も含めて報告してください。

※東京 J C での受入作業にかかる時間は「30-11 30 年度ポストイング 受入・仕分け処理」欄に受入件数と作業時間を入力のうち報告してください。

※各事業所は「DM 2 次対応」の作業時間のみ報告してください。

担当：武 晃弘（6970）